

## 「温泉表示」についての注意点

◇公正取引委員会の新聞発表用ニュースリリースからの抜粋◇

「表示上の問題点等」

①源泉に加水、加温・循環濾過等を行っているにも拘わらず、パンフレット等において「源泉100%」「天然温泉100%」など、源泉をそのまま利用しているような強調表示を行うことは、消費者の誤認をまねくおそれがある。

また、「天然温泉」との表示を行う場合には、あわせて、源泉への加水・加温・循環濾過装置の使用の有無に関する情報が提供される必要がある。

②パンフレット等において療養泉としての適応症表示（効能についての表示）を行う場合で、その表示が湧出口における源泉を基準に判断したものである場合は、浴槽内の湯についての適応症であるとの消費者の誤認をまねかぬようその旨を明瞭に表示する必要がある。

また、浴槽内の湯について療養泉としての適応症表示を行う場合には、消費者が実際に利用する浴槽内の湯が療養泉としての基準値を維持していることを確認した上で表示する必要がある。

1. 温泉について表示する場合は、「源泉」「天然温泉」「かけ流し」など、温泉に関する定義、および、加水・加温・循環濾過など源泉の利用実態をよく承知したうえで行ってください。（定義と利用実態の詳細は、4頁【説明資料】参照）

2. 温泉の表示の仕方と利用実態の両側面から見て、次のように分類することが出来る。

① 源泉	源泉100%	天然温泉100%
② 天然温泉（加水）	天然温泉（加温）	天然温泉（循環ろ過）
③ かけ流し	自噴温泉	
④ 療養泉		
⑤ 温泉		

3. 温泉をテーマとした宿泊企画商品のパンフレットなどに、前項の①と③の「源泉100%」「天然温泉100%」「かけ流しの湯」「自噴温泉」等の強調表示、および、④の「療養泉」の効能に関わる表示をする場合は、不当表示と指摘されないよう十分注意してください。

4. 療養泉としての効能の表示をする場合は、公正取引委員会の新聞発表用ニュースリリース抜粋の②をよく読んで対応してください。
5. 前第2項の①②を表示する場合、各社で、分かりやすいマークを作成して表示することを考えるのも良いでしょう。
6. この文書が届いた以降に作成するパンフレット等は、今まで以上に注意をはらって作成してください。既に作成済みのパンフレットでも、上記の表示の部分で不安がある場合はチェックし直し、もしミスがあった場合は訂正文を当該パンフレットに挟み込む等の対応をしてください。
7. 上記各項の表示について、温泉施設・宿泊施設等に現状で可能な範囲のチェックや情報収集を行って表示するようにしてください。チェックを続ける姿勢が、温泉に関する適切な情報を積極的に提供することに繋がっていきます。また、その内容に自信がない場合は使用を差し控えてください。
8. 前項のチェックや情報収集を行った記録はきちんと保存しておくことが大切です。
9. 特に、旅行会社側が温泉施設等から情報の提供を受けるときに、不当表示に該当するような情報の誘導をしてはなりません。
10. 旅行会社側には、「温泉施設等を信用し当該施設からの申告に基づきパンフレットを作成しているのであり、もしも不当表示に該当した場合でも責任はとりきれない。」という意見もありますが、消費者向けに表示したものについては、事情に拘わらず自分の商品として売っているわけであり、雪印や全農フーズの食品偽装と販売したスーパーとデパートとの関係、或いは、中国で作ったアンゴラ100%セーターの偽物と販売したスーパーとの関係等と変わることはありません。責任の割合はケースバイケースですが、旅行会社側が免責になることはありません。
11. 本年5月、景品表示法が改正され、公正取引委員会は、商品の内容（効果・効能等）について著しく優良であると示す表示につき、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠の提出を求めることが出来るようになります。事業者が合理的な根拠を提出しない場合は不当表示として規制するようになります。11月23日から施行されます。これまで以上に表示に注意と責任が求められます。なお、詳しい改正内容は、公正取引委員会のホームページに掲載されていますので一読ください。

ホームページアドレス：<http://www.jftc.go.jp>

以 上

## J A T A 速報

平成15年度第29号  
平成15年11月19日

J A T A 正会員・協力会員  
各 位

(社) 日本旅行業協会  
理事長 石井 幸男

### 「温泉表示に関する表示方法について」(指針)

平成15年8月15日付J A T A 速報「温泉表示に関する注意点のお知らせ」(第18号)で、公正取引委員会が実施した温泉表示に関する実態調査に基づく注意事項についてお知らせしました。J A T Aではこの調査を受けて、社団法人日本温泉協会、社団法人国際観光旅館連盟等と温泉表示に関する表示要領について意見交換をして参りましたが、望ましいと思われる表示要領の指針を以下のとおり取りまとめました。会員各社におかれまして、旅行広告、パンフレット等に温泉に関する表示をする際の指針にしてください。

#### 1. 望ましい表示要領について

##### (1) 用語の意味について

「温泉」・「天然温泉」等の用語を使用するときは、下記の意味において使用することが望ましい。

#### A 温泉法上の用語

用語	意味
温 泉	地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス(炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。)で、別表に掲げる温度又は物質を有するもの。(温泉法第2条) 別表では、温度については、温泉源から採取されるときの温度が摂氏25℃以上、物質については、溶存物質、遊離炭酸等19の物質のうちいずれか一つがそれぞれ定められた基準値を超えるもの、としている。

B 一般的に使用される温泉に関する用語

用語	意味
源泉	温泉が湧出する場所。温泉の湧出孔を指すのに加え、温泉が湧出する状況や湧出してきた温泉そのものを指す場合もある。
療養泉	温泉のうち特に治療のために供しうるものを「療養泉」という。温泉の分析法を定めた「鉱泉分析法指針」のなかで基準を設けており物質の含有量は温泉法で定めた「温泉」の基準値より高くなっている。 一般的に泉質名がつけられるものは「療養泉」に該当する。

C 温泉の利用形態に関する用語

用語	意味
放流式	浴槽に常時新しい温泉を注入して溢流させ、温泉を再び浴槽に戻さない方式。循環ろ過式の対極にあたり、「かけ流し」または「完全放流式」とも呼ばれる。
循環ろ過式	浴槽内の温泉を吸い取り口などから吸い取り、汚れなどを除去する目的でシステム中に組み入れたろ過装置を経由し、再び浴槽に温泉をもどして再利用する方式。また、この方式で一連の働きをする装置を循環ろ過装置と呼ぶ。
放流・循環併用式	浴槽に常時新しい温泉を注入して溢流させながら、浴槽内の温泉を吸い取り口などから吸い取り、ろ過装置を経由して再び浴槽に温泉をもどして再利用する方式。
加水	温泉に人為的に地下水、河川水、水道水、井戸水等を加えること。 目的は、冷却、希釈、增量などさまざま。泉質、温度等の異なる温泉を混合した場合は混合泉として扱い加水とは区別する。
加温	温泉に人為的に熱を加えあたためること。

D 適応症等に関する用語

用語	意味
適応症	一定の期間にわたる温泉療養（入浴または飲用）を行うことで効果が期待できる症状。
禁忌症	温泉を入浴または飲用等に供するのが不適当な症状。温泉法で表示が義務づけられている。

## (2) 旅行の広告、パンフレット等の表示について

旅行の広告、パンフレット等に、温泉に関する表示、及び療養泉の適応症に関する表示をする場合は、以下の要領で表示することが望ましい。なお、この際、旅館等それぞれの温泉施設がどの表示方法を希望するかを確かめた上で、温泉施設の意向に沿った内容で表示することが必要である。（下記参考（2）参照）

今回特に表示上の問題となっている「天然温泉」と言う用語は温泉法で定義された言葉ではないが、温泉法の利用許可をうけた温泉とそれ以外のものとを区別する用語として昭和50年代初頭から使われてきた。近年では、単に「温泉」という表記より自然度が高い強調的な意味合いをもって用いられている。この用語を利用する場合は、浴槽における温泉の利用形態の表示が必要となる。

### A 温泉と浴槽の利用形態に関する表示について

a. 温泉の表示にあたっては利用者の誤解を招くことのないよう、下記のような表示方法が考えられる。

#### ① 温泉

温泉法上の温泉を利用するものすべてについて表示することができる。現在のところ、とくに詳細の表示は義務づけられていないが、温泉（加水）、温泉（加温）、温泉（循環濾過式）と利用形態と共に表示することも可能。ただし、条例や行政指導がある場合はそれに従うこと。

#### ② 天然温泉100%、源泉100%

温泉に関する強調表示である。源泉をそのまま利用した、加水なし、加温なし、放流式であることを絶対条件としてこれを常に満たしており、「加水なし、加温なし、放流式である」旨の表示がある場合に限り使用することができる。なお、厚生労働省告示を遵守した消毒を実施している場合においてもこの表示は可能。

#### ③ 天然温泉+（利用形態）

「天然温泉100%、源泉100%」と同じく、温泉に関する強調表示である。浴槽の管理状況について、加水の有無、加温の有無、放流式あるいは循環式の区別、以上3項目について明示する必要がある。「天然温泉」という単独表現は不可。

表示例： 天然温泉（加水）

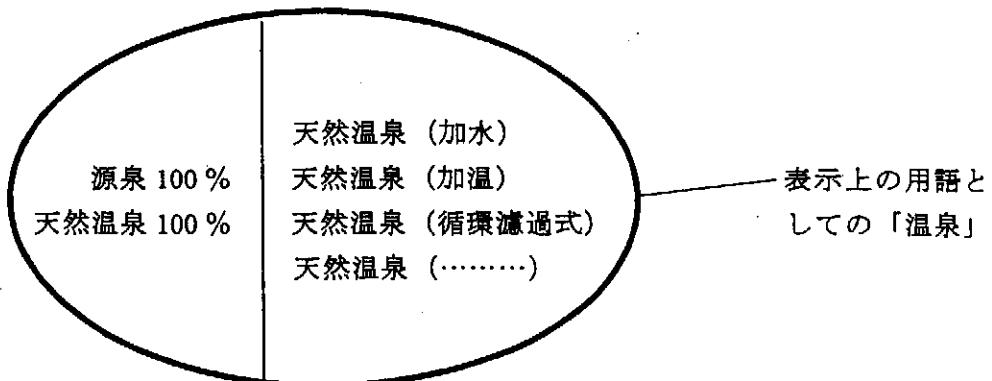
天然温泉（加温）

天然温泉（循環濾過式）

b. 上記の①または②を使用する際、施設の全浴槽が同条件でない場合は該当する浴室名ならびに浴槽名を明示する必要がある。

【参考】

(1) 上記の用語の関係を図示すると以下のようになる。



(2) 温泉の利用形態に応じて表示上利用できる用語の関係を例示すると以下のようになる。

温泉の利用形態	パンフレット上で表示可能な用語		
	源泉100% 天然温泉100%	天然温泉+( 利用形態)	温泉
源泉からの温泉をそのまま利用し、加水なし、加温なし、放流式であるもの	○	—	○
源泉からの温泉を浴用に適する温度にするために加水してある。	×	○ [天然温泉(加水)]	○
源泉からの温泉に湯量の確保を目的に加水し、かつ加温してある。	×	○ [天然温泉(加水・加温)]	○

B 療養泉としての適応症等に関する表示例について

当該温泉施設が所在する場所の都道府県知事の決定したところに従って表示すること。

療養泉として適応症の表示を行う際、その表示が源泉のゆう出口における分析によるものの場合、浴槽内の湯の分析によるものであるとの消費者の誤解を招かぬよう「(源泉での分析結果による)」と明瞭に表示する必要がある。

-----【参考】-----

温泉の医治効用は、その温度その他の物理的因子、化学的成分、温泉地の地勢、気候、利用者の生活状態の変化、その他諸般の総合作用に対する生体反応によるもので、温泉の成分のみによって各温泉の効用を確定することは困難であるが、療養泉の一般的適応症と泉質別適応症はおおむね次表のとおりとすることが環境省より技術的助言として示されている。また適応症の決定及び掲示の実施については都道府県知事の判断によることとし、決定は次表を参考にし、医師の意見を徴したうえで行われるものである。

療養泉の一般的適応症（浴用）

神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え性、病後回復期、疲労回復、健康増進

泉質別適応症（浴用）

泉 質	適 応 症
塩化物泉	きりきず、やけど、慢性皮膚病、虚弱児童、慢性婦人病
炭酸水素塩泉	きりきず、やけど、慢性皮膚病
硫酸塩泉 (鉄-硫酸塩泉及びアルミニウム-硫酸塩線を除く)	動脈硬化症、きりきず、やけど、慢性皮膚病
二酸化炭素泉	高血圧症、動脈硬化症、きりきず、やけど
含鉄泉	月経障害
含銅-鉄泉	含鉄泉に準ずる
硫黄泉	慢性皮膚病、慢性婦人病、きりきず、糖尿病 (硫化水素型) 高血圧症、動脈硬化症、その他は上記に準ずる。
酸性泉	慢性皮膚病
含アルミニウム泉	酸性泉に準ずる
放射能泉	痛風、動脈硬化症、高血圧症、慢性胆囊炎、胆石症、慢性皮膚病、慢性婦人病

特定の源泉について上記の一般的および泉質別適応症のほか、伝統的適応症を適応症として表示する場合は、専門的知識を有する医師の意見を参考に都道府県知事が判断することになっている。

## 2. 各旅館等に情報提供を求める際の留意事項

旅行の広告、パンフレット等に、温泉に関する表示、及び療養泉の適応症に関する表示をするために、旅館等の温泉施設から情報の提供を求める場合は、各旅館等温泉施設の意図する「温泉」、「源泉」「天然温泉」の考え方と上記の考え方と相違が生じないよう、上記1-(1)「用語の意味について」の定義を旅館等に示したうえでその定義に従った情報の提供を求めることが望ましい。なお、この際、それぞれの旅館等がどの表示方法を希望するかもあわせて確かめが必要である。(上記1-(2)参照)

## 3. 情報提供を受けた際の資料の保管について

情報の提供を受けた場合には、その記録を残しておくこと。(景品表示法の一部が改正され、公正取引委員会は、商品の内容(効果・効能等)について著しく優良であると示す表示につき、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠の提出を求めることが出来るようになった。このため事業者が合理的な根拠を提出しない場合は不当表示として規制するようになるため、特に、強調表示となる「天然温泉」の用語を使用する場合、「源泉100%」の表示を行なう場合などは、旅行業者として、表示の根拠となる資料を保管しておくことが必要である。)

## 4. すでに印刷されているパンフレット等への対処方について

各社宿泊施設への再調査の結果明らかに誤った表示がある場合は訂正が必要ですが、既に印刷されているパンフレットの廃棄、訂正を求めるものではありません。お客様からの問い合わせに対しては各社の調査に基づき正確な情報をお知らせ下さい。なお、新規パンフレットについては公正取引委員会の「温泉表示に関する注意点」を基準に作成することが必要です。

以上

お問い合わせ先：

本件についてのお問い合わせは下記の担当者までお願いします。

法務・弁済部： 山口、伊藤  
(TEL: 03-3592-1327 e-MAIL:homu@jata-net.or.jp )

業務部・国内旅行担当： 三浦、加藤

具体的な温泉表示の方法のイメージ（マークを使った場合の参考例）

○○○○地区、特選旅館のご案内	
A旅館 天然温泉 (加温)	宿泊料金
B旅館 温 泉	宿泊料金
C旅館 天然温泉 (加水)	宿泊料金
D旅館 天然温泉 100%	宿泊料金
E旅館 天然温泉 (循環流通)	宿泊料金
F旅館 源泉 100%	宿泊料金
温泉マークの説明	
天然温泉 100%	源泉 100% 源泉をそのまま利用し、加水、加温がなく、放流式の温泉です。
天然温泉 (加水)	温泉 (加水) 温泉に人为的に冷却、希釀、增量などの目的で加水しております。
天然温泉 (加温)	温泉 (加温) 温泉に人为的に熱を加え温めています。
温 泉	利用形態の公表のないものです。
上記旅館のお申し込みは： □□□旅行社 □□支店 電話番号	手配条件：・・・・・・・・・・・・・・

※この参考例のマークは内容をご理解いただくための参考例です。マークを流用する場合は、各社で適宜パンフレット等を作成してください。